

平成 28 年（2016 年）6 月 21 日

介護予防・日常生活支援総合事業への移行について

1 介護保険制度改正の概要

平成 29 年（2017 年）4 月までに総合事業として以下を実施。

国・府・市・1号被保険者の保険料を財源。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援の人の訪問介護・通所介護を、保険給付から市町村事業へ移行。

従来レベルのサービスだけでなく、地域の実情に応じ、緩和、住民主体など多様化。

(2) 一般介護予防事業

すべての1号被保険者（65歳以上）を対象とした介護予防事業を展開。

2 市の新制度の基本方針、主な内容（案）

<基本方針> 要支援の人が要介護状態になることを防ぎながら、住み慣れた地域の中で生きがいを持って暮らしていける、持続可能な仕組みをつくることをめざします。

<主な内容（案）> 網掛け部分が新たな取組。いずれも詳細案の正式決定はまだ。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

「基本チェックリスト」25項目（身体、認知など）該当者が、「介護予防ケアマネジメント」（地域包括支援センターを想定）のもと、状況に応じたメニューでサービス利用。

	想定例	イメージ	利用サービス	上限
①	現行サービス利用者	今までどおり 継続コース	・訪問介護 ・通所介護	原則として、要支援1相当の上限を想定
②	介護者入院時など	今だけ 期間限定コース	・訪問介護 ・通所介護	
③	退院後など身体機能低下時	今こそ 短期集中コース	・生活行為向上のための専門職の訪問 ・生活行為向上に観点を置いた通所介護	
④	・サービス不要 ・サービス利用卒業後	今から 予防コース	介護予防事業の利用支援 ・体操教室 ・各種講座等	

(2) 一般介護予防事業 取組の大幅拡充に向けて検討中。想定案が以下。

①	介護予防把握事業	相談体制の強化、利用支援 基本チェックリストの活用
②	介護予防普及啓発事業	既存の講座、教室
③	地域介護予防活動支援事業	既存の取組成果も生かした「いきいき百歳体操」の普及 既存の講座、自主グループ支援など
④	一般介護予防事業評価事業	相談、介護予防ケアマネジメントの取組の評価、分析
⑤	地域リハビリテーション活動支援事業	関係機関での介護予防相談体制の強化（研修など）

